

# 裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人から平成23年3月23日付で提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成23年2月24日付け生活保護費返額決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文  
本件処分を取り消す。

## 理由

### 1 審査請求の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、京都市中京福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求める。

#### （理由）

請求人は老齢基礎厚生年金の遡及支給を受けたことにより保護費の返還を求められている。しかし、その費用のうち、転居に際し必要となつた洗濯機、冷蔵庫、テレビ、タンス等並びに亡妻の墓地及び墓石の費用については、返還請求額から控除すべきである。よって、保護費全額を返還すべきとする処分庁が行った本件処分は、違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

### 2 処分庁の弁明の要旨

#### （1）事実の経緯

ア 平成13年10月9日、処分庁は、請求人の保護を開始した。

イ 平成22年8月16日、処分庁は、請求人から、次のことについて報告を受けた。

（ア）中京年金事務所において年金の裁定請求を行ったこと。

（イ）平成22年10月に初回の年金が入金される見込みであること。

（ウ）年金受給見込額は、740,800円であること。

これを受けて、処分庁は、請求人に対し、年金の遡及支給があつた場合、遡及受給した額について、処分庁がそれ以前に支給した保護費の範囲内で費用返還を行う義務があることを伝えた。

ウ 平成22年8月23日、処分庁は、請求人から、年金の遡及支給があればエアコン等を購入したいとの要望を聴き、請求人に対し、見積書の提出を受けた上で、返還請求額からの控除可否について検討することを伝えた。

エ 平成22年9月17日、処分庁は、請求人から、請求人が購入を希望している電化製品の見積書の提出を受けたが、合計金額が540,000円と高額であったため、再度見積書を提出するように指導した。

オ 平成22年10月21日、処分庁は、請求人から、年金振込通知書（平成22年10月に3,952,742円振込）の写しを受理し、請求人に対し、遡及して支給された年金（以下「遡及年金」という。）相当額は費用返還の対象となるため、費消しないよう指示した。

カ 平成22年10月28日、処分庁は、請求人から、遡及年金の法上の取扱いについて、次のとおり改めて説明を行った。

（ア）電化製品等の購入に係る費用は、返還請求額から控除を検討できること。

（イ）本年9月17日提出の見積書は高額であるため控除は認められない。

（ウ）処分庁が承認した物品を購入した後、遡及年金の残額相当額について一括で費用返還を行うこと。

キ 平成22年11月5日、処分庁は、請求人から、次の領収書の写しを

受理した。

- (ア) 電化製品等の購入に係る領収書369,335円  
(イ) 墓地及び墓石の立替代金2,000,000円（領収者は「宗教法人代表役員」である長男）

これを受け、処分庁は、請求人に対し、処分庁が提出を指示したのは見積書であり領収書ではないこと及び当該領収書に基づく返還請求額からの控除可否については検討の上連絡することを伝えた。

ク 平成22年12月21日、処分庁は、所内会議により、請求人が受給した遡及年金相当額については全額を費用返還の対象とし、返還請求額からの控除は認めない方針を確認した。処分庁は、請求人に対し、この方針を伝えたが、請求人は遡及年金全額を借金返済等のために消費してしまったと申し立てた。

ケ 平成22年12月22日、処分庁は、請求人に対し、遡及年金相当額3,952,742円については一括返還してもらう必要があること、今後、時効特例分の年金支給があった場合は、遡及年金相当額は返還することを伝え、請求人から一応の了承を得た。

コ 平成23年1月21日、処分庁は、中京年金事務所から、請求人の年金について、平成23年2月15日に時効特例分6,925,357円（以下「時効特例分」という。）が振り込まれることを確認した。

これを受け、処分庁は、請求人世帯の保護について、時効特例年金により最低生活費の維持が可能になったものと認定し、同年2月1日付けで請求人世帯の保護を廃止する決定を行った。

サ 平成23年2月18日、処分庁は、請求人に対し、法第63条の規定により、過払いとなった保護費3,952,742円の返還を求めるなどを決定し、同月24日、本件処分に係る決定通知書を交付した。

## （2）弁明の内容

ア 本件審査請求の趣旨は、本件処分における返還請求額について、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、タンス、肌着並びに亡妻の墓地及び墓石の購入に要した費用の控除を認めてほしい、との趣旨であると考える。

イ 法第63条は、資力がありながら保護を受給した場合の費用返還義務について規定しており、その額は、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、被保護者の状況を把握している保護の実施機関が裁量により定め得るものと解されている。

ウ そして、返還から控除を認める額は、保護の基準及び程度の原則について規定している法第8条第2項の趣旨から、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される額に限りるべきよりも当該世帯の以外のためにあてられた額及び保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額は、返還請求額からの控除を認めるべきではない。

エ 本件において、処分庁は、請求人に対し、処分庁が事前に購入を認めた物品に係る費用については返還請求額から控除を認める方針を伝えしており、購入したい物品等の見積書を提出するように指導してきた。

それにもかかわらず、請求人は、処分庁の承認を得ることなく自身の判断で電化製品等の購入並びに墓地及び墓石の立替に係る費用を支払い、事後に領収書を提出し、返還請求額から控除を認めてほしい旨を主張している。

しかし、上記の経過から控除を認めるかどうかの検討ができず、処分庁が承認を与えていない中、請求人から購入後に申請された電化製品等の購入等に係る費用について、本件処分における返還請求額から控除を認めることは適当でない。

オ また、請求人が長男に支払った墓地及び墓石立替代金2,000,000円は、金額が多額である点からも、支払先が扶養義務者である点からも、地域住民との均衡を失し、社会通念上容認できるものとは言い難い。

カ 以上から、処分庁は、原則に従って支給した保護金品の全額を返還請求したものであり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるため、行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

### 3 請求人の反論の要旨

- (1) 平成22年10月21日に振り込まれた遡及年金について、処分庁から費用返還の対象となること及び費消しないようにとの指示はなく、電化製品等の購入後に指示を受けた。
- (2) 平成22年10月28日、遡及年金の法上の取扱いについて、処分庁の説明は聞いたものの、納得できない。控除後の残額返還については応じる。ただし、分割返還を希望する。
- (3) 平成22年11月5日、請求人は、電化製品等の購入代金並びに墓地及び墓石の立替代金の領収書の写しを処分庁に提出した。今回の転居は、旧宅で転倒し、当該住居での生活に支障があったため、やむを得ないものである。従前使用していた家具は旧宅の家主が貸してくれたものであるから、転居に当たり、全てを返却して、新たに家具をそろえる必要があった。
- (4) 平成22年12月21日に、請求人が遡及年金全額を既に消費したとの申し立てをしたとあるが、請求人は、全額を費消しておらず、1,000,000円程度残っている。
- (5) 平成22年12月22日において、請求人は、処分庁から遡及年金の返還に関する説明を受けたが、これにつき、了承はしていない。
- (6) 処分庁は、事前に購入を認めた物品に係る費用については控除を認める方針を伝えており、購入したい物品等の見積書を提出するよう指導してきたとあるが、処分庁から事前の指示はなかった。
- (7) 墓地及び墓石の代金は、通常、8,000,000円から10,000,000円程度必要であり、本件の2,000,000円という金額は安価である。また、費用立替者が扶養義務者たる長男であるという理由で返還請求額から控除できないのは不当である。宗教法人法に基づき長男への立替金返済は控除するべきである。

### 4 処分庁の再弁明の要旨

- (1) 請求人は反論において、遡及年金について費用返還の対象となること及び費消しないようとの指示はなく、電化製品等の購入後に指示を受けたとするが、弁明のとおり指示している。また、物品購入後も遡及年金の返還について説明は受けたものの、了承はしていないとするが、弁明のとおり説明を行い、了承を得ている。
- (2) 請求人は物品の購入前に、購入したい物品等の見積書を提出して、事前承認を受けるようにとの指導を物品購入前に受けてなかったとするが、弁明のとおり、物品購入前に説明している。
- (3) 墓地及び墓石等の購入については、弁明書のとおり控除を認めることはできない。

### 5 審査庁の認定事実及び判断

- (1) 認定事実
  - ア 平成13年10月9日、処分庁は、請求人の保護を開始した。
  - イ 平成22年8月16日、処分庁は、請求人から、中京年金事務所において年金の裁定請求を行い、同年10月以降、年額740,800円の年金が受給できる見込みである旨の報告を受けた。これにより、処分庁は、請求人に対し、年金の遡及支給があった場合、既に支給した保護費の範囲内で費用返還を行う義務があることを伝えた。
  - ウ 平成22年8月23日、処分庁は、請求人から、年金の遡及支給があればエアコン等を購入したいとの要望を聴き、請求人に対し、見積書の提出を受けた上で、控除について検討する旨を伝えた。
  - エ 平成22年9月17日、処分庁は、請求人から、見積書の提出を受けたが、高額であったため、見積書を再提出するように指導した。
  - オ 平成22年10月21日、処分庁は、請求人が平成22年10月に3,952,742円を受領したことを確認したため、遡及年金相当額を費消しないよ

う請求人に指示するとともに、同月28日、請求人に対して、適正な金額の電化製品等の購入に係る費用は、返還請求額からの控除を検討できるので、必要額の分かる見積書を再提出し、処分庁が承認し、物品を購入した後に、遡及年金の残額相当額について、一括で費用返還することを改めて説明した。

カ 平成22年11月5日、処分庁は、請求人から、電化製品等の購入代金369,335円並び墓地及び墓石の立替代金2,000,000円の領収書の写しを受理した。

これを受け、処分庁は、請求人に対し、購入事後の領収書による報告であったことから、当該領収書に基づく返還請求額からの控除可否については検討の上連絡することを伝えた。

キ 平成22年12月21日、処分庁は、請求人が受給した遡及年金相当額について、その全額を費用返還の対象とし、当該領収書に基づく返還請求額からの控除は認めない方針を請求人に伝えた。しかし、申請人が遡及年金全額を借金返済等のために消費してしまったとして申請立てたので、その翌日、処分庁は、請求人に対し、遡及年金相当額3,952,742円については一括返還してもらう必要があること、今後、時効特例分の年金支給があった場合は、遡及年金相当額は返還することを伝えた。

ク 平成23年1月21日、処分庁は、中京年金事務所から、請求人の年金について、平成23年2月15日に時効特例分6,925,357円が振り込まれることを確認し、請求人世帯の保護について、最低生活費の維持が可能になったものと認定し、同年2月1日付けで請求人世帯の保護を廃止する決定を行った。

ケ 平成23年2月18日、処分庁は、請求人に対し、法第63条の規定により、過払いとなった保護費3,952,742円の返還を求める決定をし、同月24日、本件処分に係る決定通知書を交付した。

## (2) 審査庁の判断

ア 法第63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力が支護する費用を保険に要する受けたときには、保護にかかる費用を保険額を支拂いとする。」と規定されている。また、その返還額の決定については、「生活保護行政を適正に運営するための手引き（厚生労働省社会援護局保護課長通知）」（平成18年3月30日社援保発第0330001号）において、「適正運営の手引き」として支拂いを定めている。この規定によると、被保護者の資力を限度として取扱いを行う場合、保護金品の全額を返還額とすべきであるが、ごめられると認められるようになる。これが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えない」とされている。

イ 本件において、処分庁は、物品購入に係る承認を事前に得るとなる事には、請求人を指導してきたものの、請求人が事前に承認を得て購入することは、物品を購入したため、控除の認否を検討できず、申請のあつた控除する請求額の決定につけては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）、適正運営の手引き等の法令及び通知等に従って判断する必要があるが、これらの法令等において、本件のように遡及支給された年金を対象とする場合に関して、処分庁の事前承認を控除の要件とする旨の記載はない。また、処分庁は、請求人から領収書を受領した際に、控除の可否を検討する旨を請求人に伝えていることから、処分庁自らが事前承認を必要不可欠なものとしていることも認められる。

- ウ また、法第63条にいう「実施機関の定める額」の決定については、  
「そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実  
施機関の意思決定として行う」（生活保護手帳別冊問答集2010の問  
13の5の答（3））とされていることから、返還額の決定をする際  
に、必要な検討を行えばよいものと解され、物品の購入後に領収書  
の提出を受けて検討を行うことでも十分可能であるといえる。
- エ 以上のことから、本件において、処分庁は自立更生控除の検討を行  
うことなどができたのであって、物品購入に係る処分の事前承認が  
ないことは、控除を認めないとする合理的な理由とならない。
- オ これらのこととは、請求人の申請が認めないと判断すると、処分庁は、及び提出資料に照  
らしても、請求人の申請があるならば、その申請を検討するべきであつ  
たといえる。それにもかかわらず、処分庁は、事前の承認がないこ  
とを理由として、法第63条の返還請求に係る控除を認めていない。  
よって、請求人の各支出につき、個別に自立更生控除の適否が妥  
当であったかを判断するまでもなく、そもそも処分庁の控除の判断  
過程に瑕疵があったといえることから、処分庁の判断に基づく本件  
処分は違法である。
- カ なお、請求人は、反論要旨（2）において、分割返還を希望する  
旨主張しているが、毎月の分割納入額を決定することは、京都市の  
自治事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8号）であ  
り、審査庁の権限外の事項であるので（行政不服審査法（昭和37年  
法律第160号）第40条参照）、審査請求をすることができないもの  
である。
- キ 以上により、本件請求は、請求人の主張に理由があると認められ  
るため、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり  
裁決する。

平成24年5月25日

京都府知事 山田啓二